平成２１年（フ）第５２２号
大阪府泉佐野市中庄302番地の４
債務者　松浪　真也
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
大阪府和泉市伯太町1317番地の８
債務者　森本　　唯
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７３号
鹿児島県大島郡天城町大字天城643番地９、申立時の住所大阪府泉佐野市南中安松1276―１レオパレス向杏樹205号室、前々住所東京都江東区三好２丁目５番３号、住民票上の前住所大阪市西区九条１丁目７番14号
債務者　長藤　政人
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
大阪府岸和田市極楽寺町210―１シティハイム大畑201、住民票上の住所大阪府岸和田市葛城町97番地の３
債務者　川畑　朋世（旧姓七野）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０３号
大阪府岸和田市摩湯町529番地原田ハイツ１号室
債務者　楠田　秀樹
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
大阪府泉南市中小路２丁目1860番地、住民票上の住所和歌山市杭ノ瀬215番地の16
債務者　金嶋　克昌
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
大阪府岸和田市小松里町1161番地共立マンション小松里511号
債務者　松下喜代美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
大阪府岸和田市西大路町200番地の３、前住所大阪府堺市南区庭代台４丁50番１号Ａ101
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
大阪府岸和田市小松里町430番地
債務者　東坂　広己
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
大阪府岸和田市額原町382番地府営住宅３棟301号
債務者　原　　弥生（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３８号
大阪府岸和田市土生町2447番地レインボーＨＡＢＵ202号、前住所大阪府貝塚市半田235番地の１コートクリエイト205号
債務者　上野　咲子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
大阪府岸和田市南上町２丁目21番16号第１磯屋敷４－Ｂ号、前住所滋賀県草津市南笠東２丁目６番14号近藤様方
債務者　ヴライク由佳
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
大阪府岸和田市土生町1822番地の１サニーハイム東岸和田205号
債務者　三浦　博文
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
大阪府岸和田市吉井町３丁目24番12―501号
債務者　松元ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
大阪府泉大津市東雲町６番35号アサヒハイツ
債務者　片岡　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４９号
大阪府泉北郡忠岡町高月北１丁目11番23号ライオンズマンション705、前住所大阪府和泉市箕形町４丁目５番49―305号
債務者　兼西　　奨
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係